

## 第1章 組織

### 1. 桑名保健福祉事務所の沿革

明治30年(1897年)	伝染病予防法施行
昭和12年(1937年)	保健所法公布
昭和19年(1944年)10月	<b>三重県桑名保健所発足</b> (職員10人) 前身は桑名簡易保険健康相談所(桑名市上野18)
昭和22年(1947年)7月	戦災後桑名郵便局の一室を仮事務所として業務執行(職員16人)
昭和22年(1947年)	<b>新保健所法</b> 、食品衛生法、児童福祉法制定(施行は、3法とも昭和23年1月)
昭和23年(1948年)	児童福祉法、予防接種法、性病予防法施行
昭和23年(1948年)11月	課制(機構)執行(職員27名)
昭和24年(1949年)4月	新庁舎完成移転(桑名市常磐町、敷地215坪、建坪114坪)
昭和24年(1949年)	身体障害者福祉法制定
昭和25年(1950年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和26年(1951年)	結核予防法、社会福祉事業法(平成12年6月「社会福祉法」に改称)制定
昭和27年(1952年)	栄養改善法制定
昭和27年(1952年)9月	係長制度施行される。
昭和31年(1956年)8月	薬剤師法、薬事法制定
昭和35年(1960年)	精神薄弱者福祉法制定
昭和35年(1960年)8月	次長制度施行される。
昭和38年(1963年)	老人福祉法制定
昭和39年(1964年)	母子福祉法制定(昭和56年「母子及び寡婦福祉法」に改称)
昭和40年(1965年)	母子保健法制定
昭和45年(1970年)	心身障害者対策法制定
昭和48年(1973年)5月	<b>新庁舎完成移転</b> (桑名市中央町五丁目71番地)
昭和48年(1973年)9月	動物の保護及び管理に関する法律制定(施行は、昭和49年1月)
昭和51年(1976年)4月	機構改革により環境課新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和53年(1978年)4月	機構改革により総務課に検査係新設、普及係を医事統計係に改称
昭和54年(1979年)10月	薬事法改正
昭和61年(1986年)4月	機構改革により総務課医事統計係を廃止、総務係に吸収
昭和62年(1987年)	精神衛生法改正(「精神保健法」に改称)
平成元2年(1989年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成5年(1993年)4月	機構改革により総務課 <b>検査係を廃止</b> 、保健婦室を保健指導課に改称、 保健予防課保健係、予防係を保健予防係に統一
平成5年(1993年)12月	心身障害者対策法改正(「障害者基本法」に改称)
平成6年(1994年)6月	<b>地域保健法制定(保健所機能の強化)</b> 、 <b>関係法律整備</b> (保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等)
平成7年(1995年)7月	精神保健法改正(精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害

## 第1章 組織

- 者福祉に関する法律」に改称)
- 平成8年(1996年)4月 らい予防法廃止、6月 薬事法改正
- 平成9年(1997年)4月 地域保健法全面施行
- 平成9年(1997年)4月 機構改革により企画調整課新設、保健予防課、保健指導課を地域保健課に統一
- 平成9年(1997年)12月 介護保険法制定(平成12年4月施行)
- 平成10年(1998年)4月 機構改革により旧桑名保健所と旧北勢福祉事務所の一部を統合し、児童相談機能を含めて「北勢県民局桑名保健福祉部」として発足(桑名保健所は併置機関として存続)。  
組織体制は、部長(福祉監兼)、保健監(保健所長兼)、副部長のもと、企画総務、健康増進、福祉保健、衛生指導のグループを設置。各グループにグループリーダーを置く。環境課業務を移管する。
- 平成11年(1999年)4月 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)施行(伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止)、
- 4月 精神薄弱者福祉法改正(「知的障害者福祉法」に改称)
- 12月 動物の保護及び管理に関する法律改正(「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称。施行は、平成12年12月)
- 平成13年(2001年)3月 地域健康危機管理ガイドライン策定(厚生労働省)
- 平成14年(2002年)4月 チーム、グループ制の導入により、桑名保健福祉部に福祉相談チーム(経営支援、生活支援、子育て支援の各グループ)、保健衛生チーム(計画調整、健康増進、衛生指導の各グループ)を設置し、部長、チームマネージャー、グループチームマネージャー、グループリーダーを置く。  
(保健衛生チームマネージャーは保健所長を兼務する)
- 平成14年(2002年)8月 健康増進法制定(平成15年5月施行)
- 平成15年(2003年)4月 経営支援グループと計画調整グループを統合して経営企画グループとし、福祉相談チーム3グループ、保健衛生チーム2グループとする。
- 平成15年(2003年)5月 食品安全基本法制定、食品衛生法改正(リスク分析手法の導入)
- 平成16年(2004年)4月 チームマネージャー等のカタカナ呼称や組織名称等の改正があり、桑名保健福祉部に福祉相談室(経営企画、生活支援、子育て支援の各グループ)、保健衛生室(健康増進、衛生指導の各グループ)を設置し、部長、室長、グループリーダーを置く。  
(保健衛生室長は、保健所長を兼務する。)
- 平成16年(2004年)12月 発達障害者支援法制定(平成17年4月施行)
- 平成17年(2005年)4月 組織名称等の改正があり、桑名保健福祉部に企画福祉室(企画市町村支援、福祉の各グループ)、保健衛生室(健康増進、地域保健、衛生指導の各グループ)を設置し、部長、室長、グループリーダーを置く。  
(保健衛生室長は、保健所長を兼務する。)
- 生活保護業務を四日市保健福祉事務所に、児童相談業務を北勢児童

## 第1章 組織

### 相談所に移管。

- 平成17年(2005年) 4月 薬事法改正
- 6月 食育基本法制定(平成17年7月15日施行)
- 6月 動物の愛護及び管理に関する法律改正(平成18年6月1日施行)
- 10月 障害者自立支援法制定(平成18年4月1日施行)
- 平成18年(2006年)4月 機構改革により**県民局制度が廃止**され、健康福祉部直轄の地域機関「**桑名保健福祉事務所**」となる。
- 保健福祉事務所-保健衛生室-企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課の1室4課体制で、各課に「課長」を置く。
- 平成18年(2006年) 6月 老人保健法改正(「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正)
- 12月 精神保健福祉法改正(「精神病院」を「精神科病院」に改める)
- 12月 結核予防法の廃止。感染症法、予防接種法改正(平成19年4月1日、6月1日施行)
- 平成20年(2008年)4月 **四日市市が保健所政令市に移行し、四日市市保健所が設置**される。
- これに伴う機構改革により、三重県四日市保健福祉事務所は、平成20年3月31日付けで廃止。同年4月1日から、**四日市市保健所に移譲されなかつた四日市市にかかる保健所業務、三重郡3町にかかるすべての保健所業務が、桑名保健福祉事務所に移管**される。
- その結果、桑名保健福祉事務所の所管区域は、桑名市、いなべ市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、四日市市、三重郡菰野町、同朝日町、同川越町の3市5町となる。
- 「福祉相談室(北勢福祉事務所)」-福祉課、生活保護課-と、「保健衛生室(桑名保健所)」-総務企画課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課、食の安全・安心監視課-の2室7課体制となり、福祉相談室は三重県四日市庁舎に、保健衛生室は三重県桑名庁舎に執務室を置く。